

が始まります！

2月16日(水)～3月15日(火)

早めの準備で、早めの申告を

◆ご不明な点は…

税務課 ☎23-4811 (内線1125)

■申告相談日程表

| 期 日 | 会 場 |
|----------|--------------|
| 2月16日(水) | 市役所大会議室(9階)◎ |
| 2月17日(木) | 市役所大会議室(9階)◎ |
| 2月18日(金) | 市役所大会議室(9階) |
| 2月21日(月) | 岡谷区公会所 |
| 2月22日(火) | 小井川区民会館 |
| 2月23日(水) | 川岸支所 |
| 2月24日(木) | 横川公会堂 |
| 2月25日(金) | 今井区公会所 |
| 2月28日(月) | 湊支所 |
| 3月1日(火) | 駒沢公民館 |
| 3月2日(水) | 諏訪湖ハイツ(大会議室) |
| 3月3日(木) | 長地支所◎ |
| 3月4日(金) | 下浜区民センター |
| 3月7日(月) | 西堀公会所 |
| 3月8日(火) | 三沢コミュニティ施設 |
| 3月9日(水) | 間下区民センター |
| 3月10日(木) | 市役所大会議室(9階)◎ |
| 3月11日(金) | 市役所大会議室(9階)◎ |
| 3月14日(月) | 市役所大会議室(9階) |
| 3月15日(火) | 市役所大会議室(9階)◎ |

受付時間 午前9時～午後3時
 (※正午～午後1時の間は、受付制限を行います)
 ◎印の会場は、例年、非常に混雑します

今年2月16日(水)から3月15日(火)までが、確定申告(所得税の申告)、住民税申告の期間となります。諏訪税務署で確定申告受付が行われるほか、市役所税務課では、右表の日程で各会場を巡回し、市県民税の申告相談を行います。申告に必要な書類の確認や領収書類の整理をしていただき、ご来場ください。会場は、期間中、大変混み合います。できるだけ短時間での相談となるよう、次のことにご協力ください。

▽申告書に添付する書類(原本)を忘れずに持参してください。必要な書類がないと、受付できず、再び来場いただくことがあります。

▽事業所得、不動産所得等については、領収書を整理し、ご自分で収支計算した上で、相談を受けるようにしてください。

▽医療費控除を受ける方は、領収

書の整理、明細書の作成を行い、相談を受けるようにしてください。

申告相談期間中は、相談会場へ資料や機器等を持ち出すため、市税務課窓口での相談は、一切できませんのでご了承ください。

■申告しなくてもよい方

- ・前年(平成16年)の収入が全くなく、家族の年末調整、確定申告、住民税申告で扶養親族となる方
- ・1か所からの給与所得のみで、年末調整済みの方
- ・公的年金のみで、各種控除を受けない方(受取額によっては確定申告が必要な場合があります)

※国民健康保険加入者は、申告により国保税が軽減される場合がありますので、家族の年末調整や申告で扶養親族となっている方以外は、収入がなくても申告をしてください。

還付申告無料相談をご利用ください！

2月15日(火)まで、イルフプラザ・カルチャーセンターにて、税理士会諏訪支部による、還付申告となる方を対象とした無料相談が行われていますのでご利用ください。[詳細は広報おかや1月15日号をご覧ください]

◇税制改正により、今回の申告から配偶者控除に上乘せする分の配偶者特別控除が受けられませんが、公的年金等の収入が変わらなくても税額が変わることもあります。

確定申告作成指導会が開催されます

確定申告は、本来、税額等を自分で計算し自主的に申告する制度となっています。諏訪税務署では、自分で確定申告書を記載するための作成指導会を開催します。

期 日 …2月16日(水)、17日(木)
時 間 …午前10時～午後3時
会 場 …市役所大会議室(9階)
持ち物 …筆記用具、計算機のほかは申告相談と同様

※詳しくは、諏訪税務署 (☎52-1390)



市県民税等の

申告相談

■申告に必要なもの

◇印鑑、預金通帳 ほか、以下を参考にして、必要書類を忘れずにお持ちください。

■会場にお持ちいただきたい書類(主なもの)

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>□小売、サービス業、外交員、内職等や農業による所得がある方</p> <p>□アパートや駐車場等の賃貸による所得がある方</p> | <p>⇒収入や経費をまとめた「収支内訳書」</p> <p>⇒農業所得がある方で、経費目安割合方式適用の方は、「収入金回答書」の控え</p> <p>*青色申告をなさる方は、この会場で申告をお受けできません</p> | <p>□社会保険料等の支払い(源泉徴収票に記載されている分以外)がある方</p> | <p>⇒国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、社会保険料等の領収書</p> |
| <p>□給与所得がある方</p> | <p>⇒事業所等で発行する「給与所得の源泉徴収票」</p> | <p>□配偶者控除、扶養控除を受ける方</p> | <p>⇒控除の対象となる方の所得がわかる書類(源泉徴収票等)</p> |
| <p>□公的年金による所得のある方</p> | <p>⇒社会保険庁等から送付される「公的年金等の源泉徴収票」</p> | <p>□本人や扶養親族で、障害をお持ちの方がいる場合</p> | <p>⇒身体障害者手帳等の障害の程度がわかる書類</p> |
| <p>□原稿料や講演料、報酬などがある方</p> | <p>⇒支払者が発行する「報酬、料金、契約金および賞金の支払調書」</p> | <p>□生命保険料、損害保険料を払っている方</p> | <p>⇒保険会社から送付される支払額の証明書</p> |
| <p>□配当による所得がある方</p> | <p>⇒会社等から送付される配当金の支払通知書</p> | <p>□公共性の高い団体、政党等に寄付をした方</p> | <p>⇒寄付金の受領書 ※政治献金の場合は「寄付金(税額)控除のための書類」</p> |
| <p>□解約返戻金、満期保険金等を受け取った方</p> | <p>⇒保険会社等から送付される保険金の支払調書</p> | <p>□年末調整によらず、住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける方</p> | <p>⇒税務署から送付されている控除用の申告書・証明書と、金融機関から送付される借入金の年末残高証明書</p> |
| <p>□公共事業で土地建物等を譲渡した方</p> | <p>⇒事業施行者等から送付される収用の証明書等</p> <p>*株式や不動産等の、一般的な譲渡所得のある方は、この会場で申告をお受けできません</p> | <p>*初めて住宅借入金等特別控除を受けようとする方は、この会場で申告をお受けできません</p> | |